一般社団法人　長野県水泳連盟　常務理事会規程

（目的）

第１条　この規程は、定款第 36 条に規定する常務理事会の組織及び運営等について、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　常務理事会は、業務執行理事である理事長、副理事長及び常務理事によって組織する。

（職務及び権限）

第３条　常務理事会は、理事会及び総会に付議する議案のうち、本連盟の基本方針及び重要施策にかかる議案について、会長が特に必要と認めたものを審議する。

２　常務理事会は、理事会を開催する暇がない場合など、必要に応じ開催し、本連盟としての方針決定や審議事項の決議を行い、理事会に事後報告、或いは再決議を行うものとする。

３　常務理事会における審議方法としては、審議内容や開催日時の設定の可否などにより、会議開催の方法以外に、文書決議などの方法も認められることとする。

（会議の議長）

第４条　常務理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（雑則）

第５条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、総会に諮って別に定める。

附則

１　この規程は、令和２年　４月　１日から施行する。

２　この規程の変更は、総会の議決を経なければならない。